

第69回人権週間

人権週間特別おはなし会
開催（関連17ページ）

社会福祉課 ☎823-9207
☎823-9627

豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会へ

12月4日から10日までは「人権週間」です。
1948年12月10日、第3回国連総会で世界人権宣言が採択されました。この宣言は、世界の平和と人類の幸福を願って、人間はだれでも、人間としての尊厳と価値が認められ、人間として当然に持っている基本的権利を、お互いに尊重しなければならないことを表明したものです。

我が国の「人権週間」も、この世界人権宣言の採択に由来しています。

「第69回人権週間」では、平成29年度啓発活動重点目標「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」のほか、次の強調事項が掲げられています。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障がい者を理由とする偏見や差別をなくそう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう

- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
 - 外国人の人権を尊重しよう
 - HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見や差別をなくそう
 - 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
 - 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
 - インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
 - 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
 - ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
 - 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
 - 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
 - 人身取引をなくそう
 - 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
- 「人権週間」をきっかけに、私たち一人ひとりが、進んで豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会をつくりましょう。

「人権の花」贈呈式

「ここをこめて花を育てることで、思いやりの気持ちを育ててもらいたい」という願いを込めて、町内各小学校で人権教室を開催し、海田町人権擁護委員からヒヤシンスの球根が贈られました。

贈呈式の後には、人権イメージキャラクター「人KENまる君」が子どもたちと交流して、「友達を大切にしよう」というメッセージを伝えました。



▲贈呈式の様子

人権相談所を開設します

人権について困っていることがありましたら一人で悩まず相談してください。相談は無料で秘密は守られます。

日 時◆12月7日(木) 10時～15時
場 所◆福祉センター

1階ボランティア活動室
内 容◆いじめ・体罰・家庭・近隣関係・登記などで人権に関する問題

相談員◆海田町人権擁護委員、司法書士

12月3日から9日までは、「障害者週間」です

障がい者虐待を防ぎましょう

障がい者に対する虐待は、障がい者を養護する家族や施設職員などから受ける、暴力による身体的なものや、怒鳴るといった心理的なものなどがあります。障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④放棄・放任（ネグレクト）
- ⑤経済的虐待

町では、障がい者に対する虐待の通報および相談を受け付けています。

通報や相談を受けた後、慎重に事実確認を行い、虐待が疑われる場合は、本人や家族への支援を行います。

障害者差別解消法を知っていますか

障がい者を理由とした差別を解消するため、行政機関や民間事業者は「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されています。

障がいを理由とした差別とは？

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否するなどの行為を言います。障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行うことが求められます。

社会的障壁とは？

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものです。（利用しにくい施設、段差、偏見などがあげられます）

手を取り合って住みよい町へ

魅力づくり推進課 ☎823-9234 ☎823-9203
住民活動センター ☎823-9225（FAX兼用）

自治会で活動しよう！

暮らしの中で、ふと地域に目を向けてみるといろいろと気づくことがあります。

暗い道には防犯灯があったり、ごみステーションで野良猫やカラス対策を施していたり・・・。

誰でも、安心・安全で快適な生活を送りたいと考えています。

自治会では身近な地域課題の解決や親睦行事などを行っています。自治会に加入して、交流を深め、住みやすい地域づくりをめざしませんか？

自治会ではこんな活動をしています

安心・安全なまち

各自治会ごとに防災訓練を行ったり、通学時間帯に見守り活動を行っています。いざという時に助け合える環境を作っています。



快適なまち

定期的に清掃活動を行っています。誰もが快適に生活できるきれいな町づくりのためにがんばっています。



支え合うまち

老若男女、隣近所など、自治会みんなで助け合い、支え合っています。



見守り・育てるまち

子どもたちが安心してのびのびと育つことができるよう、自治会全体で子どもたちを見守っています。



楽しいまち

さまざまなイベントを行っています。自治会で楽しく交流し、みんなの笑顔があふれます。



その他にも

掲示板や回覧板などを使って、大切なお知らせなどの情報共有を行っています。



お年寄りから子どもたちまで、自治会ではみんなで楽しく活動しています！まだ加入していない人も、自治会に加入して一緒に活動しませんか？



南幸町自治会での世代間交流事業

第2回 始めよう！食品ロス削減！

環境センター
☎823-4601（FAX兼用）

皆さん!! 覚えていますか？

広報かいた11月号にも掲載しましたが、「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことを言います。「食品ロス」の量は、632万トンと言われ約半分（302万トン）は、家庭からでるものです。一人一人が「もったいない!」を意識して行動することが大切です。

みんなで、食品ロスを削減するよう考えていきましょう!!



その他にもあなたにもできる食品ロス削減!!
何かできることがあれば、まずは始めませんか？

